

美しい環境づくり諏訪地域推進会議における 不法投棄物処理費用の助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、諏訪地域の不法投棄物の処理を促進するため、市町村が回収する不法投棄物の処理に要する経費に対し、予算の範囲内で助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村の6市町村とする。

(対象経費及び助成額)

第3条 第1条に規定する助成の対象となる経費及び助成額は、次の表のとおりとする。

対象経費	助成額
市町村等が回収した不法投棄物の処理費用のうち、その処理を民間業者に委託した場合の経費。	1市町村あたり、5万円以内とする。

(交付申請)

第4条 市町村長は、不法投棄物の回収行動を行う10日前までに、実施期日、実施主体、実施内容、実施場所を明記した不法投棄物回収行動実施予定（様式任意）を、会長に提出するものとする。

(助成金の決定)

第5条 助成金の決定は、会長が決定するものとする。

(実施報告等)

第6条 市町村長は、不法投棄物回収行動終了後30日以内に、当会議あて市町村長からの実施報告書（様式第1号）、請求書（様式第2号）、納付書、実施経過及び処理経費総額のわかる書類（様式任意）、不法投棄現場の写真、不法投棄物が確認できる写真及び処理した際の写真を会長に提出するものとする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年7月15日から施行する。

(一部改正)

令和元年 5 月 30 日

令和 6 年 6 月 5 日